

全建事発第 030 号
令和 4 年 5 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、廃棄物混じり盛土の発生を防止するため、建設業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反への対応を厳格化する必要があります。

これを踏まえ、国土交通省では「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成 14 年 3 月 28 日国総建第 67 号）の一部を改正し、令和 4 年 5 月 26 日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、本会に対し別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山中
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp